

社会福祉法人白寿会 特別養護老人ホームプレミア東松戸
重要事項説明書

＜令和8年6月1日現在（7月31日まで・改定案）＞

1. 設 置 者

法 人 の 名 称	社会福祉法人白寿会
法人の所在地	東京都足立区扇1丁目3番5号
代 表 者 名	理事長 川 名 康 氏
電 話 番 号	0 3 - 3 8 9 0 - 3 3 3 3

2. ご利用施設

施 設 の 名 称	特別養護老人ホームプレミア東松戸
事 業 の 種 類	指定介護老人福祉施設
介護保険指定番号	1 2 7 1 2 0 7 8 0 3
利 用 定 数	3 0 人
施設の所在地	千葉県松戸市紙敷297番2号
施 設 長 名	加 賀 澤 大 助
電 話 番 号	0 4 7 - 7 1 2 - 1 1 6 5
F A X 番 号	0 4 7 - 7 1 2 - 1 1 6 0

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事 業 の 種 類	介護保険指定番号	利 用 定 数
特別養護老人ホームプレミア東松戸 (ユニット型)	1 2 7 1 2 0 7 7 9 5	7 0 人
特別養護老人ホームプレミア東松戸 (短期入所生活介護)	1 2 7 1 2 0 7 7 9 5	1 0 人
デイサービスセンタープレミア東松戸 (通所介護)	1 2 7 1 2 0 7 7 8 7	3 0 人
プレミア東松戸居宅介護支援事業所	1 2 7 1 2 0 7 6 5 4	
プレミア東松戸訪問介護ステーション		

4. 事業の目的

社会福祉法人白寿会が開設する特別養護老人ホームプレミア東松戸は、従来型指定介護老人福祉施設として、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する事を目的とします。

5. 運営の方針

- (1) 入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入所者がその有する能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるよう目指す。
- (2) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉施設サービスを提供する者と密接な連携をとるよう努めるものとする。

6. 主な居室および設備の概要

居室および設備	数	居室および設備	数
居 室 (内訳) 4名×7 2名×1	8	浴室（一般浴・特殊浴）	2
		静 養 室	1
		医 務 室	1
食堂兼居間	1	エレベーター	2
介護職員室	1	機能訓練スペース	1

7. 主な職員の人数

職 種	常勤換算数
施 設 長	1 人
生活相談員	1 人以上
介護支援専門員	1 人以上
介 護 職 員	10 人以上
看 護 職 員	1 人以上
嘱 託 医 師	1 人以上
機 能 訓 練 員	1 人以上
栄養士及び管理栄養士	1 人以上

*施設長は同一建物のユニット型特別養護老人ホームおよび短期入所生活介護の施設長を兼務しています。

8. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 形 態			
医 師	週 1 回の診療を行います。			
介護職員	早 番 日 勤 (A) (B)	7：00～16：00 8：30～17：30 10：00～19：00	遅 番 夜勤Ⅰ	11：00～20：00 16：30～ 9：30
看護職員	早 番 日 勤	7：30～16：30 8：30～17：30	遅 番	10：00～19：00 (9：00～18：00)
夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。				

9. 福祉施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

① 食事の提供

管理栄養士が立てる献立表により、入所者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（食材料費は給付対象外です）食事はできるだけ離床して食堂に

て召し上がっていただけるように配慮します。

＜食事時間＞	朝食	8:00～9:00	おやつ	15:00～15:30
	昼食	12:00～13:00	夕食	17:30～18:30

② 日常生活の支援

- 排泄・・・ご自分でトイレの使用が難しい入所者の方々にはその状態に応じてトイレ誘導を行い、できる限りおむつを使用しないで日常生活が過ごせるように心掛けています。おむつを使用しなければならない方は、尿の量や皮膚の状態を考慮して各種おむつ、尿とりパットを併用します。
- 入浴・・・入浴は入所者の方の状態に応じて、一般浴（自力歩行または天井走行リフトによる一般的な浴槽での入浴）、又は機械浴（専用車椅子で入浴が可能な機械浴槽での入浴）で週2回、午前と午後どちらかで入浴いたします。入浴ができない方は清拭を行います。
- 更衣等・・・寝たきり防止のため、できる限り離床します。生活のリズムを考慮しながら、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。
- 生活相談・・・生活相談員に介護・介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

③ 機能訓練等

入所者の機能維持、日常生活動作の自立・改善を目的としています。機能訓練指導員が機能訓練計画書を作成し、楽しく広がりのある生活を送っていただくよう努めています。

④ 安全管理等

事業継続計画書に基づき、防災、避難訓練（年3回実施）等設備を含め安全面に常時配慮しています。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施いたします。

⑤ 感染症対策

設備等の衛生管理に努め、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。
- 3 感染症発生及びまん延防止に関する指針の策定、委員会を開催し、研修や訓練の実施を行ってまいります。
- 4 感染発生時においても事業継続計画書に基づいて必要な介護サービスが継続的に提供できるように行ってまいります。

(2) サービス利用料金
第4段階サービス利用料金（1割負担・1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,252 円	7,962 円	8,725 円	9,436 円	10,115 円
2. 介護保険から給付される金額	6,526 円	7,165 円	7,852 円	8,492 円	9,103 円
3. サービス利用に係る 自己負担分（1-2）	726 円	797 円	873 円	944 円	1,012 円
4. 夜勤職員配置加算Ⅰ	14 円	14 円	14 円	14 円	14 円
5. 看護体制加算Ⅰ	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
6. 看護体制加算Ⅱ	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
7. 個別機能訓練加算（Ⅰ）	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
8. 精神科療養指導加算	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
9. 日常生活継続支援加算	38 円	38 円	38 円	38 円	38 円
10. 個別機能訓練加算（Ⅱ）	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円
11. 生産性向上連携加算（Ⅱ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
12. 科学的介護連携推進加算 （Ⅰ）	42 円	42 円	42 円	42 円	42 円
13. 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	94 円	94 円	94 円	94 円	94 円
14. 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
15. 排泄支援加算（Ⅰ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
16. 協力医療機関連携加算	52 円	52 円	52 円	52 円	52 円
17. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ ロ）	143 円	156 円	169 円	182 円	194 円
18. 居 住 費	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
19. 食 費	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
20. 自己負担合計（30日あたり）	118,736 円	121,243 円	123,935 円	126,442 円	128,838 円

※第4段階の方は居住費・食費以外の部分44,400円（世帯）から高額介護サービス費となります。
 ※上記（10）～（16）は1月あたり、（17）は30日利用を前提に1日あたりへ換算した参考額です。その他の項目（20を除く）は1日あたりです。
 ※（20）は介護給付費明細書の端数処理を反映した30日利用時の参考額であり、各表示額の単純合計と一致しない場合があります。
 一日あたりの自己負担額となります。

第3段階②サービス利用料金（1割負担・1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,252 円	7,962 円	8,725 円	9,436 円	10,115 円
2. 介護保険から給付される金額	6,526 円	7,165 円	7,852 円	8,492 円	9,103 円
3. サービス利用に係る 自己負担分（1-2）	726 円	797 円	873 円	944 円	1,012 円
4. 夜勤職員配置加算Ⅰ	14 円	14 円	14 円	14 円	14 円
5. 看護体制加算Ⅰ	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
6. 看護体制加算Ⅱ	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
7. 個別機能訓練加算（Ⅰ）	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
8. 精神科療養指導加算	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
9. 日常生活継続支援加算	38 円	38 円	38 円	38 円	38 円

10. 個別機能訓練加算（Ⅱ）	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円
11. 生産性向上連携加算（Ⅱ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
12. 科学的介護連携推進加算（Ⅰ）	42 円	42 円	42 円	42 円	42 円
13. 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	94 円	94 円	94 円	94 円	94 円
14. 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
15. 排泄支援加算（Ⅰ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
16. 協力医療機関連携加算	52 円	52 円	52 円	52 円	52 円
17. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	143 円	156 円	169 円	182 円	194 円
18. 居 住 費	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
19. 食 費	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円
20. 自己負担合計（30 日あたり）	82,436 円	84,943 円	87,635 円	90,142 円	92,538 円

※第3段階の方は居住費・食費以外の部分 24,600 円から高額介護サービス費となります。
 ※上記（10）～（16）は1月あたり、（17）は30日利用を前提に1日あたりへ換算した参考額です。その他の項目（20を除く）は1日あたりです。
 ※（20）は介護給付費明細書の端数処理を反映した30日利用時の参考額であり、各表示額の単純合計と一致しない場合があります。
 一日あたりの自己負担額となります。

第3段階①サービス利用料金（1割負担・1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,252 円	7,962 円	8,725 円	9,436 円	10,115 円
2. 介護保険から給付される金額	6,526 円	7,165 円	7,852 円	8,492 円	9,103 円
3. サービス利用に係る自己負担分（1-2）	726 円	797 円	873 円	944 円	1,012 円
4. 夜勤職員配置加算Ⅰ	14 円	14 円	14 円	14 円	14 円
5. 看護体制加算Ⅰ	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
6. 看護体制加算Ⅱ	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
7. 個別機能訓練加算（Ⅰ）	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
8. 精神科療養指導加算	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
9. 日常生活継続支援加算	38 円	38 円	38 円	38 円	38 円
10. 個別機能訓練加算（Ⅱ）	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円
11. 生産性向上連携加算（Ⅱ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
12. 科学的介護連携推進加算（Ⅰ）	42 円	42 円	42 円	42 円	42 円
13. 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	94 円	94 円	94 円	94 円	94 円
14. 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
15. 排泄支援加算（Ⅰ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
16. 協力医療機関連携加算	52 円	52 円	52 円	52 円	52 円
17. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	143 円	156 円	169 円	182 円	194 円
18. 居 住 費	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円

19. 食 費	650 円	650 円	650 円	650 円	650 円
20. 自己負担合計（30 日あたり）	61,136 円	63,643 円	66,335 円	68,842 円	71,238 円

※第3段階の方は居住費・食費以外の部分 24,600 円から高額介護サービス費となります。
 ※上記（10）～（16）は1月あたり、（17）は30日利用を前提に1日あたりへ換算した参考額です。その他の項目（20を除く）は1日あたりです。
 ※（20）は介護給付費明細書の端数処理を反映した30日利用時の参考額であり、各表示額の単純合計と一致しない場合があります。
 一日あたりの自己負担額となります。

第2段階サービス料金（1割負担・1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,252 円	7,962 円	8,725 円	9,436 円	10,115 円
2. 介護保険から給付される金額	6,526 円	7,165 円	7,852 円	8,492 円	9,103 円
3. サービス利用に係る自己負担分（1-2）	726 円	797 円	873 円	944 円	1,012 円
4. 夜勤職員配置加算Ⅰ	14 円	14 円	14 円	14 円	14 円
5. 看護体制加算Ⅰ	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
6. 看護体制加算Ⅱ	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
7. 個別機能訓練加算（Ⅰ）	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
8. 精神科療養指導加算	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
9. 日常生活継続支援加算	38 円	38 円	38 円	38 円	38 円
10. 個別機能訓練加算（Ⅱ）	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円
11. 生産性向上連携加算（Ⅱ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
12. 科学的介護連携推進加算（Ⅰ）	42 円	42 円	42 円	42 円	42 円
13. 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	94 円	94 円	94 円	94 円	94 円
14. 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
15. 排泄支援加算（Ⅰ）	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
16. 協力医療機関連携加算	52 円	52 円	52 円	52 円	52 円
17. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	143 円	156 円	169 円	182 円	194 円
18. 居 住 費	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
19. 食 費	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
20. 自己負担合計（30 日あたり）	53,336 円	55,843 円	58,535 円	61,042 円	63,438 円

※第2段階の方は居住費・食費以外の部分 15,000 円（個人）または 24,600 円（世帯）から高額介護サービス費が適用となります。
 ※上記（10）～（16）は1月あたり、（17）は30日利用を前提に1日あたりへ換算した参考額です。その他の項目（20を除く）は1日あたりです。
 ※（20）は介護給付費明細書の端数処理を反映した30日利用時の参考額であり、各表示額の単純合計と一致しない場合があります。
 一日あたりの自己負担額となります。

第1段階サービス料金（1割負担・1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,252 円	7,962 円	8,725 円	9,436 円	10,115 円

2. 介護保険から給付される金額	6,526 円	7,165 円	7,852 円	8,492 円	9,103 円
3. サービス利用に係る 自己負担分 (1-2)	726 円	797 円	873 円	944 円	1,012 円
4. 夜勤職員配置加算 I	14 円	14 円	14 円	14 円	14 円
5. 看護体制加算 I	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
6. 看護体制加算 II	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
7. 個別機能訓練加算 (I)	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
8. 精神科療養指導加算	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
9. 日常生活継続支援加算	38 円	38 円	38 円	38 円	38 円
10. 個別機能訓練加算 (II)	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円
11. 生産性向上連携加算 (II)	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
12. 科学的介護連携推進加算 (I)	42 円	42 円	42 円	42 円	42 円
13. 口腔衛生管理加算 (I)	94 円	94 円	94 円	94 円	94 円
14. 褥瘡マネジメント加算 (I)	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
15. 排泄支援加算 (I)	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
16. 協力医療機関連携加算	52 円	52 円	52 円	52 円	52 円
17. 介護職員等処遇改善加算 (I ロ)	143 円	156 円	169 円	182 円	194 円
18. 居 住 費	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
19. 食 費	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
20. 自己負担合計 (30 日あたり)	37,736 円	40,243 円	42,935 円	45,442 円	47,838 円

※第1段階の方は、居住費・食費以外 15,000 円（個人）から高額介護サービス費が適用となります。
 ※上記 (10)～(16) は1月あたり、(17) は30日利用を前提に1日あたりへ換算した参考額です。その他の項目 (20を除く) は1日あたりです。
 ※(20) は介護給付費明細書の端数処理を反映した30日利用時の参考額であり、各表示額の単純合計と一致しない場合があります。
 一日あたりの自己負担額となります。

第4段階サービス利用料金（2割負担・1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,252 円	7,962 円	8,725 円	9,436 円	10,115 円
2. 介護保険から給付される金額	5,801 円	6,369 円	6,980 円	7,548 円	8,092 円
3. サービス利用に係る 自己負担分 (1-2)	1,451 円	1,593 円	1,745 円	1,888 円	2,023 円
4. 夜勤職員配置加算 I	27 円	27 円	27 円	27 円	27 円
5. 看護体制加算 I	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
6. 看護体制加算 II	17 円	17 円	17 円	17 円	17 円
7. 個別機能訓練加算 (I)	25 円	25 円	25 円	25 円	25 円
8. 精神科療養指導加算	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
9. 日常生活継続支援加算	75 円	75 円	75 円	75 円	75 円
10. 個別機能訓練加算 (II)	42 円	42 円	42 円	42 円	42 円
11. 生産性向上連携加算 (II)	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円
12. 科学的介護連携推進加算	84 円	84 円	84 円	84 円	84 円

(I)					
13. 口腔衛生管理加算 (I)	188 円	188 円	188 円	188 円	188 円
14. 褥瘡マネジメント加算 (I)	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
15. 排泄支援加算 (I)	21 円	21 円	21 円	21 円	21 円
16. 協力医療機関連携加算	105 円	105 円	105 円	105 円	105 円
17. 介護職員等処遇改善加算 (Iロ)	287 円	312 円	339 円	364 円	387 円
18. 居 住 費	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
19. 食 費	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
20. 自己負担合計 (30 日あたり)	147,471 円	152,485 円	157,869 円	162,883 円	167,675 円

※第4段階2割負担の方は居住費・食費以外の部分 44,400 円 (世帯) から高額介護サービス費となります。
 ※上記 (10) ~ (16) は1月あたり、(17) は30日利用を前提に1日あたりへ換算した参考額です。その他の項目 (20を除く) は1日あたりです。
 ※ (20) は介護給付費明細書の端数処理を反映した30日利用時の参考額であり、各表示額の単純合計と一致しない場合があります。
 一日あたりの自己負担額となります。

第4段階サービス利用料金 (3割負担・1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,252 円	7,962 円	8,725 円	9,436 円	10,115 円
2. 介護保険から給付される金額	5,076 円	5,573 円	6,107 円	6,605 円	7,080 円
3. サービス利用に係る自己負担分 (1-2)	2,176 円	2,389 円	2,618 円	2,831 円	3,035 円
4. 夜勤職員配置加算 I	41 円	41 円	41 円	41 円	41 円
5. 看護体制加算 I	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
6. 看護体制加算 II	25 円	25 円	25 円	25 円	25 円
7. 個別機能訓練加算 (I)	38 円	38 円	38 円	38 円	38 円
8. 精神科療養指導加算	16 円	16 円	16 円	16 円	16 円
9. 日常生活継続支援加算	113 円	113 円	113 円	113 円	113 円
10. 個別機能訓練加算 (II)	63 円	63 円	63 円	63 円	63 円
11. 生産性向上連携加算 (II)	31 円	31 円	31 円	31 円	31 円
12. 科学的介護連携推進加算 (I)	125 円	125 円	125 円	125 円	125 円
13. 口腔衛生管理加算 (I)	282 円	282 円	282 円	282 円	282 円
14. 褥瘡マネジメント加算 (I)	9 円	9 円	9 円	9 円	9 円
15. 排泄支援加算 (I)	31 円	31 円	31 円	31 円	31 円
16. 協力医療機関連携加算	157 円	157 円	157 円	157 円	157 円
17. 介護職員等処遇改善加算 (Iロ)	430 円	468 円	508 円	545 円	581 円
18. 居 住 費	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
19. 食 費	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
20. 自己負担合計 (30 日あたり)	176,207 円	183,727 円	191,803 円	199,324 円	206,513 円

※第4段階3割負担の方は居住費・食費以外の部分 44,400 円 (世帯) から高額介護サービス費となります。
 ※上記 (10) ~ (16) は1月あたり、(17) は30日利用を前提に1日あたりへ換算した参考額です。その他の項目 (20を除く) は1日あたりです。
 ※ (20) は介護給付費明細書の端数処理を反映した30日利用時の参考額であり、各表示額の単純合計と一致しない場合があります。

一日あたりの自己負担額となります。

- *単位数計算により多少の端数分誤差が生じる場合がございます。
- *介護保険関係法令の改正等により給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて変更する場合は、事前にご説明し、ご承諾いただきます。
- *入所後30日間に限り、上記料金以外に初期加算料（1日30単位）が加わります。
- *また、1ヶ月以上の入院後再び入所した場合は、30日間加算が加わります。
- *入所者が、入所期間中に入院又は外泊された場合には、外泊時費用（1日あたり246単位）が発生します。この外泊時費用は、1ヶ月につき6日、月をまたがる場合には12日を限度とし、入院又は外泊の初日と最終日は除かれます。外泊時費用が発生している間は、上記（2）のサービス利用料金表に従い、居住費も発生します。また、入院・外泊期間のうち外泊時費用が発生しない期間については、負担段階に関わらず居住費として1日1,200円をいただきます。ただし、入所者の入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に使用する事に同意し、かつ実際に使用した場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

*その他、以下の加算が追加される場合がございます。

加 算 内 容		単位数／日	加 算 内 容	単位数／日
看 取 介 護 加	死亡日 45 日前～31 日前	72	安全対策体制加算	20/回
	死亡日 30 日前～4 日前	144	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12
	死亡日前々日、前日	680	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20／月
	死亡日	1,280	日常生活継続支援加算	46
ADL 維持等加算（Ⅰ）		30／月	療 養 食 加 算	6／食
ADL 維持等加算（Ⅱ）		60／月	在宅復帰支援機能加算	10
常勤医師配置加算		25	在宅・入居相互利用加算	40
若年性認知症入居者受入加算		120	外泊時在宅サービス利用加算	560
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100／月	退居前訪問相談援助加算	460／回
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200／月	退居後訪問相談援助加算	460／回
認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3	退居時相談援助加算	400／回
認知症専門ケア加算（Ⅱ）		4	退 居 前 連 携 加 算	500／回
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22
精神科医療養指導加算		5	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18
障害者生活支援体制加算		26	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		90／月	栄養マネジメント強化加算	11
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		110／月	経口維持加算（Ⅰ）	400/月
排せつ支援加算（Ⅰ）		10／月	経口維持加算（Ⅱ）	100/月
排せつ支援加算（Ⅱ）		15/月	経 口 移 行 加 算	28
排せつ支援加算（Ⅲ）		20/月	低栄養リスク改善加算	300／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3／月	再入所時栄養連携加算	200／回
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		13／月	介護職員等处遇改善加算（Ⅰロ）	毎月の所定単位×17.6%
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		40/月	自立支援促進加算	300/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50/月	特別送迎加算	594/月
50／月		50／月	配置医師緊急対応加算（勤務外）	325/回
生産性向上連携加算（Ⅰ）		100/月	配置医師緊急対応加算（早朝・夜間）	650/回

生産性向上連携加算（Ⅱ）	10/月	配置医師緊急対応加算（深夜）	1,300/回
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10/月	栄養管理未実施減算	△14
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5/月	安全管理体制未実施減算	△5
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150/月	業務継続計画未策定減算	△3/100
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120/月	高齢者虐待防止措置未実施減算	△3/100

（３）介護保険給付外サービスおよび利用料金

- ① 理美容サービス
近隣の理美容室の出張による理美容サービスをご利用できます。
費用は実費となります。
- ② サークル活動、行事について
入所者の趣味や活動能力に応じて様々なサークル活動をご用意しています。これらの運営は職員をはじめボランティア、地域の方々の協力を得て行っています。
年間行事として、お花見や盆踊り、遠足、クリスマス、敬老会など四季にあわせた行事を催しています。代理人の方々にはその都度ご連絡いたしますので、お気軽にご参加下さい。また、行事等により別途参加費等がかかる場合があります。
- ③ 行政手続代行
行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申出下さい。ただし、手続にかかる経費はその都度お支払いいただきます。
- ④ 日常生活費用支払代行に係る金銭の保管について
・日常生活に係る諸費用に関する支払代行を行います。場合によっては入所者ご本人名義の金融機関の通帳等をお預かりします。サービス利用に際しては、別途「日常生活費用支払代行・金銭保管契約書」の締結が必要となります。また、保管管理費をいただいております。
・入所者で金銭管理が難しい方はプレミアム東松戸で保管、管理し取扱については複数の職員が立会い、事故のないよう最善の方法をとらせていただきます。
- ⑤ 個人光熱費
居室で個人的に使用する電化製品（テレビ、冷蔵庫、暖房機器等）については1日あたり50円を付加的な電気料として徴収させていただきます。
- ⑥ その他のサービス
介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申出を受けご相談させていただきます。

10. 利用料等のお支払について

事業者は、当月の利用料金の合計請求書に明細を付して、翌月10日以降に入所者に通知します。利用料は原則、指定の金融機関口座から翌月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に自動引落いたします。残高不足等で引落不能の場合は、下記の口座にお支払いいただきます。事業者窓口でのお支払いにつきましては別途ご相談ください。

<お支払方法>

- ① 当事業所の下記指定口座へのお振込み
(振込手数料は、入所者負担とします)
銀行名 三菱東京UFJ銀行 五香支店
口座番号 普通 0484196
口座名義 社会福祉法人 白寿会 理事 川名美枝子
- ② 当事業所受付窓口
(日曜、祝日を除く9:00～17:00まで)

11. 協力医療機関

医療機関の名称 新東京病院
所在地 千葉県松戸市和名ヶ谷1271
電話番号 047-711-8700
ファクシミリ 047-392-8700

医療機関の名称 やばしら歯科駅ビル診療所
所在地 千葉県松戸市金ヶ作24-1
電話番号 047-384-4182
ファクシミリ 047-384-4756

1 2. 医療行為及び健康管理について

- ① 入所後は原則としてプレミア東松戸の嘱託医師の指示にて医療行為を行います。このため、入所前と違う投薬内容等になるなど、診療方法が変わってくる場合があります。入所前から利用されている医療機関を引き続きご利用になる場合は、面談時にご相談下さい。

嘱託医師 中島 雅央 (内科)

病院名 梨香台診療所 住所 松戸市高塚新田488-25

電話 047-312-7301

- ② 嘱託医師により、月4回の診療日を設けて健康管理を行います。また、年1回の健康診断と、その他の検査については嘱託医師の指示により随時行い、1ヶ月ごとの体重測定を行います。
- ③ 入所者の状態に変化があれば昼夜問わず代理人の方にお知らせいたします。協力病院等への入院治療が望ましいと思われる場合には入所者や代理人の意思を尊重した上、医療機関へ入院していただきます。入院・受診の際には原則代理人対応となります。
- ④ 口腔内のたん吸引・胃ろうによる経管栄養が必要になっても、安心して施設で生活が続けられるよう、看護職員と介護職員の連携による医療的ケアを実施しております。

1 3. 退所の手続

事業者は、契約が終了し入所者が退所する際には、入所者および代理人の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。お預かり金品について退所が決定されますと、代理人の方に、入所者からお預かりしている金品をお引渡し致します。

また、死亡退所の場合次のことをご了承下さい。

- ・ご遺体は原則として代理人の方に引き取っていただきます。

1 4. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いいたします。入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品を入所者自身が引き取れない場合には、代理人に連絡の上、お預かり金品を引き取っていただきます。

1 5. 終末期のお世話について

プレミア東松戸では、高度な医療行為や延命治療は行えません。しかし、入所者と代理人のご希望があれば心安らかな最期を迎えられるように最善を尽くさせていただきます。

1 6. 苦情の受付について

- ① 当施設における苦情の受付、第三者委員
当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
- ・苦情受付窓口（担当者）：生活相談員（ ）
 - 受付時間 9：00～18：00
 - 電話番号 047-712-1165
 - ・第三者委員：湯浅隆雄（町会長）、堀田重信（地域見識者）
- ② 行政機関等
- ・千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口
 - 電話番号 047-254-7428
 - ・松戸市 介護保険課
 - 電話番号 047-366-7370
 - ・松戸市東部地域包括支援センター
 - 電話番号 047-330-8866

1 7. 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合には以下の点に留意して対応させていただきます。

- ① 事故が発生した場合、あらかじめお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて行政等への関係機関にも連絡します。
- ② 事故を調査した結果に基づいて、代理人等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ③ 事故後の対応は、入所者本人や代理人等へ、誠意ある態度で対応させていただきます。
- ④ 事業者の責に帰すべき事由により入所者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は速やかに入所者に対して損害を賠償します。ただし、入所者に故意又は重大な過失がある場合、事業者は賠償責任を免除され、又は、損害額を減額されることがあります。

1 8. 身体拘束について

- ① 施設サービスの提供にあたり、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入所者又はその代理人に対して事前に口頭及び文書

による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。

- ③ 施設長を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

19. 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止する委員会を開催いたします。

- 2 虐待が起こらないよう事前の措置として、高齢者虐待防止に関する指針を定め、職員の虐待防止意識の向上のため研修を開催し、虐待のない施設環境づくりを目指します。
- 3 利用者の支援の場に虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは指導することといたします。また、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、市町村への報告を行い、虐待防止の対応・対策を講じ、再発防止に努めます。

20. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

(1) 面会について

面会については次のことをご了承下さい。

- ① 面会の際には面会簿にお名前とご住所、続柄をご記入下さい。
- ② 面会時間はできましたら午前9時から午後7時までをお願いいたします。
- ③ 入所者の中には飲み込みの悪い方、食物の量のコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方もおられますので以下のことについては特に注意して下さい。
 - ・食物を持参した場合は必ず当該フロアの職員にお知らせください。
 - ・食物の手土産は少量にてお願いいたします。
 - ・生ものは1回で食べきれだけの量にてお願いいたします。
 - ・他の入所者に対しての差し入れ等はご遠慮ください。
- ④ 代理人の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退いたします。
- ⑤ 面会に来られた際、1階にある手指消毒器にて、手指の消毒をお願いいたします。施設内等での感染予防のためご協力のほどよろしくをお願いいたします。
- ⑥ 施設内において感染症（インフルエンザ・ノロウイルス・O-157・コロナウイルス等）が流行している場合は一時的に面会等をご遠慮していただく場合がございます。

(2) 外出・外泊

代理人が外出・外泊を希望される場合は、入所者の体調が良ければ必要な時に自由にしていただいて結構です。なお、事前に所定の外出・外泊届に必要事項をご記入の上、提出して下さい。

*なお、車いす等申し出ていただければお貸しすることも可能ですので、職員の方へお声を掛けてください。また、自宅までの送迎などについては代理人対応となります。

(3) 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがいご利用下さい。不適切なご利用により破損等が生じた場合賠償していただく場合がございます。

(4) 喫煙・飲酒

火災予防のため喫煙される方は所定の喫煙場所をお願いします。ライターは当施設にてご用意いたしますのでお持ちにならないで下さい。飲酒は、ご希望により主治医・家族の方との相談の上、夕食時に付けさせていただきます。

(5) 宗教活動・政治活動・迷惑行為等

施設内の他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(6) 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に

資する重要事項については閲覧可能なファイルにて事務所に備え置く事に加え、

ホームページなどのインターネット上で情報の閲覧が完結するように掲載・公表いたします。